

社会福祉法人 多摩大和園 一般事業主行動計画

【介護施設におけるワーク・ライフ・バランスの必要性】

～ 社会福祉法人全国社会福祉協議会「介護施設の組織力を高めるワーク・ライフ・バランス」から引用 ～

- 1) 当法人の各事業は身体介護や生活支援、人間の生死にも関わる仕事である等、心身ともに負荷のかかる仕事であり、ことさら職員の仕事の負荷を調整できる機能が必要と言える。
職員の心身の健康状態の悪化、メンタルヘルスの不調や家庭生活に支障をきたすような状況は、就業継続の障害となり、中長期的には安定的なサービス提供を妨げることにもなりかねず、職員の心身の健康の保持への配慮は重要である。
- 2) 仕事と生活のバランスの取れた状態は、職員にとって心の余裕に繋がり、結果として利用者満足にも繋がっていくと考えられる。
- 3) 人材の確保・定着・育成に向けて、長期雇用の前提に立って雇用管理のあり方を見直し、やりがい作りや働きやすい職場環境作りを進めていく必要がある。

上記の見地から、職員の仕事と生活の調和を図り、安定した雇用環境を整備するべく、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日 までとする

2. 内 容

目 標：緊急対応を除く所定外労働時間を月11時間以内とする

【 対 策 】

- ・ 毎 月 施設・事業・職種・雇用形態ごとの所定外労働の現状把握と実績推移の確認
- ・ 毎 月 所定外労働の中身、発生原因及びその必要性、実績の確認
- ・ 四半期毎 所定外労働の多い職員に対しての個別指導
- ・ 年 単 位 事業計画策定時に業務全般の見直し・改善